

平成 18 年 8 月 24 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

試案「リース取引に関する会計基準（案）」及び「リース取引に関する
会計基準の適用指針（案）」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 賃貸借処理を廃止する根拠について

所有権移転外ファイナンス・リース取引に関し、以下の観点から賃貸借処理
を廃止する合理的な根拠・理由を明示すべきである。

- ・ 本基準案における重要事項は、所有権移転外ファイナンス・リース取引につ
いて賃貸借処理を廃止する点である。しかしながら、会計慣行・税務実務とし
て定着し、また、わが国においてリース・ビジネスが成立する大前提となっ
ている賃貸借処理を廃止するだけの合理性が十分に示されていない。
- ・ 第一に、賃貸借処理を廃止し、売買処理に統一することについて、経済界・
会計実務からの現実的なニーズがないと考えられる。市場やアナリストにとっ
ても現行の注記があれば足りると考えられ、実際にかかるニーズは聞かれない。
- ・ 第二に、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理として、売買処
理が賃貸借処理に優るのか否かが不明確である。賃貸借処理では取引実態を財
務諸表に的確に反映できないとの記載もあるが、賃貸借処理が大半を占める現
実は、賃貸借処理が経済実態をよりの確に反映した会計処理と認識されている
からとも言える。むしろ売買処理の方が、わが国におけるリース取引の経済実
態（単なる金融ではなく物融であり、欧米におけるよりも賃貸借性が強い）を
反映せず、経済実態から乖離した会計処理と考えられる。

- ・ 第三に、国際的な会計基準間のコンバージェンスに寄与するとされているが、必ずしも合理的な根拠とは言えない。CESR（欧州証券規制当局委員会）によるIFRSと本邦会計基準との同等性評価においては、賃貸借処理を採用していても注記により必要な情報が開示されているため、重要な差異ではないとされている。差異解消に意義がないわけではないが、他の項目と比較して重要度は低く、また緊急性もないものと考えられる。
- ・ 第四に、基準第34項において、所有権移転外ファイナンス・リース取引は「物件そのものの売買というよりは、使用する権利の売買の性格を有する」とあり、所有権移転外ファイナンス・リース取引は通常の売買取引とは異なることを認めている。これは、売買処理が取引実態を的確に反映するとの考え方と矛盾が生じているようにもとらえられる。
- ・ 上記のように、賃貸借処理の廃止は合理的な理由が不明確な一方で、現行実務への影響が大きい等デメリットが多いため、かかる「試案」の公表に至った理由についてより詳細な説明が必要と考える。

2. 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース資産の減価償却方法について

税務上の残存価額・償却可能限度額の廃止がなされた場合の取扱いについて、考え方を明示していただきたい。

（理由）

所有権移転外ファイナンス・リース取引においては、リース資産の減価償却方法として、自己所有の減価償却資産と異なる償却方法の選択が認められている。その理由として、基準案第35項には、所有権移転外ファイナンス・リース取引では残存価額をゼロとする点が挙げられている（通常は残存価額を10%（実際は5%）とする）。

昨今の税制改正論議の中においては、上記残存価額・償却可能限度額を廃止し、簿価ゼロまでの減価償却を認める案が有力とされ、本基準が適用される頃までに実現されている可能性も高い。その場合においても、所有権移転外ファイナンス・リース取引については自己所有の固定資産と異なる償却方法が許容されるのか、あるいは、残存価額・償却可能限度額の問題がなくなった場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引と同様、自己所有の減価償却資産と同一の方法による償却が必要となるのか。固定資産管理システム等における対応が必要となる問題であるため、現時点における考え方を明示することが望まれる。

3. 適用時期について

適用開始までに十分な準備期間を設けるべきである。

(理由)

賃貸借処理から売買処理に会計処理を変更する場合、貸手・借手双方において社内システムの更新等の対応が必要となるため、本基準の正式公表から適用時期までは十分な準備期間を設けることが必要である。

4. 適用初年度の取扱いについて

原則的な処理として、変更による影響額は特別損益で処理するものとされているが、「変更による影響額」の範囲を明確にすべきである。

(理由)

「変更による影響額」とは、適用初年度前の各事業年度において売買処理を適用していたと仮定した場合の差額（期首におけるリース資産とリース債務との差額相当額）と考える。しかしながら、適用初年度における減価償却費、支払利息額等の増減額も含むと解釈することも可能な書きぶりであることから、特別損益で処理する範囲を明確化すべきである。

また、実務において適正な処理がなされるよう、適用初年度の取扱いについて設例を設けることが考えられる。

5. 中小企業に対する配慮について

公表文中の「中小企業への適用に関する意見」に賛同する。本基準を中小企業に適用する際には、中小企業に過重な負担とならないように簡便的な会計処理を認めるなど配慮していただきたい。

(理由)

本基準案は、リースに頼る部分が多い中小企業にとって、会計処理負担が相当大きいと考えられる。

6. 税務当局との調整について

本基準に関する税務当局との調整経緯・結果について明示すべきである。

(理由)

本基準案が正式に適用されるか否かは、税務当局との調整が着くか否かに大きく依存していると考えられ、多くの関係者の関心のあるところである。このため、今後行われる税務当局との折衝経緯や結果について、結論の背景等において明示することが望まれる。

7. その他（字句修正等）

(1) 適用指針(案)53 ページ 設例4〔表4〕

設例の前提条件ではリース債務を期末に返済することになっているが、表4では期初に返済することになっており、返済日の表示が前提条件と不整合である。

(2) 同61ページ 設例6 前提条件(4)注書き

2番目の式において、 $n = 5$ の代入がもれている。

以 上